

第15回 七飯町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月26日(木) 午後1時30分から14時00分

2. 開催場所 七飯町役場 201会議室

3. 出席委員 (14人)

会長	14番	杉村久悦
会長職務代理者	13番	池田泰久
委員	1番	野澤博幸
	2番	平野博章
	3番	神秀子
	4番	澤田雄一
	5番	宮後英子
	6番	宮田学
	7番	小澤大栄
	8番	宮本猛
	9番	千島武
	10番	松田永
	11番	小坂寛和
	12番	山川明

4. 欠席委員 (0人)

なし

5. 議事日程

報告第1号 土地の現況証明願に係る専決処分の報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
議案第3号 土地の現況証明願について
議案第4号 農地移動適正化斡旋申出について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中 正彦 事務係長 手塚 晃佑 事務係 安藤 美香

7. 会議の概要

事務局長 只今より第24期第15回8月総会を開会致します。開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長 【会長挨拶】

議 長 それでは一般事項と併せて動向報告を事務局よりお願い致します。

事務局長 【動向報告の朗読】

議 長 七飯町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。

本日の欠席委員は、おりません。よって、七飯町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員に3番の神秀子委員、4番の澤田雄一委員の2委員を指名致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

議事録署名委員は3番の神秀子委員、4番の澤田雄一委員の2委員にお願い致します。

会期の決定について、会期は今日1日と致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

会期は今日1日と致します。

報告第1号「土地の現況証明願に係る専決処分報告について」を上程致します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【報告第1号朗読後、説明】

議 長 それでは説明が終わりましたので、皆様のご意見を賜りたいと思いません。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、報告済みと致します。

それでは議案を審議して参ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を上程いたします。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局 【議案第1号朗読後、説明】

議 長 説明が終わりましたので、審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1 番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第 2 号「農地利用集積計画の決定について（所有権移転）」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局 【議案第 2 号朗読後、説明】

議 長 説明が終わりましたので、審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1 番についてはいかがですか。

7 番 はい。

議 長 はい、小澤委員。

7 番 7 番小澤です。議案第 1 号と譲渡人、譲受人が同じかと思うのですが、農地法第 3 条と農用地利用集積計画で売買方法を分けた理由を教えてくださいたいのですが。

事 務 局 はい。まず、3 条案件の方につきましては農振白地であり、利用集積の 2 筆に関しては農振農用地ということで、売買方法が分かれています。成年後見人やこの手続きに関わった司法書士の方にはご理解いただいています。あと、航空写真を確認していただきたいのですが、3 条案件の農地につきましては現況が農地かどうか怪しいような様子もあります。ただ、譲受人の方が今後は農地として利用したいとの意向でしたので、農地法第 3 条での所有権移転の手続きを取らせていただきました。さすがに農用地として見ることはできないかなと思ったのと、農用地への編入も難しいという回答がありましたので、こうして二つの方法での売買となりました。

7 番 わかりました。

議 長 よろしいですか。はい、宮田委員。

6 番 先ほどの農地法第 3 条の土地についてなのですが、航空写真を見ると

建物が隣の筆にも跨って建っているように見られるのですが、そこはどうするつもりなのでしょうか。

事務局 すみません、地番や地目までは把握していなかったのですが、農地以外の部分についても同一の方が取得し、一体として利用するようなお話だったと思います。取得後は建物も壊すということで、その費用についても譲受人が負担すると聞いていました。現所有者の方は、土地を所有していても使い道ありませんし、そもそも成年後見人を立てなければならないほど判断能力がなく、所有地は全て処分したいとのこと。

6番 はい、わかりました。

議長 よろしいですか。それではもう一度お諮り致します。1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第3号「土地の現況証明願について」を上程致します。調査委員は平野博章委員、小澤大栄委員、小坂寛和委員の3名です。どなたか説明をお願い致します。はい、平野委員。

2番 それでは2番平野から、1番議案から3番議案について報告致します。先般19日、事務局より3名と、小坂寛和委員、小澤大栄委員と私の6名で現地調査を実施致しました。【議案第3号、1番朗読】場所は、

の土地となります。申請地は、税務課による課税状況は、宅地として課税され、現地は、草刈等の管理がなされているものの、農地としての利用がされておらず、このことから、現況調査の結果、1番議案については、申請のとおり農採以外として判断して参りました。

続きまして2番議案について報告致します。【議案第3号、2番朗読】場所は、

へ約120m進んだ左側の土地となります。申請地の2筆は、税務課による課税状況は、宅地として課税され、現地は、草刈等の管理がなされているものの、農地としての利用がされておらず、このことから、現況調査の結果、2番議案については、申請のとおり農採以外として判断して参りました。

次に3番議案について報告致します。【議案第3号、3番朗読】場所は

の土地となります。申請地については、農業振興地域整備計画白地で、税務課による課税状況については、原野として課税され、現況については、林地化が進み、農地として利用がなされておらず、農地の体をなしておらず、現地調査の結果、3番議案については、申請のとおり、農採以外と判断して参りました。以上、報告と致します。

議長 はい、小坂委員。

11番 はい。11番小坂から4番議案について報告致します。【議案第3号、4番朗読】場所は、の場所となります。申請地は、税務課による課税状況については、遊園地等として課税され、現地は、以前、一般住宅及び等が建っていた場所で、解体後、砂利等により整地がなされており、管理はされているものの、農地として利用がなされておらず、農地の体をなしておらず、現地調査の結果、4番議案については、申請のとおり農採以外と判断して参りました。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次審議して参りますので、よろしくお願い致します。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

2番についてはいかがですか。(異議なしの声)

2番については異議なしということで、決定と致します。

3番についてはいかがですか。(異議なしの声)

3番については異議なしということで、決定と致します。

4番についてはいかがですか。(異議なしの声)

4番については異議なしということで、決定と致します。当日の調査委員の皆様、ご苦労様でした。

次に、議案第4号「農地移動適正化斡旋申出について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第4号朗読、説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、議案第4号については決定と致します。

続きましてその他1番協議事項を事務局より説明お願い致します。

事務局長 【協議事項1番から3番を朗読、説明】

議長 只今説明がありましたとおり、協議事項1番、第16回9月総会を9月28日午後7時00分からでいかがですか。(異議なしの声) 第16回9月総会を9月28日午後7時00分からで決定と致します。

2番の土地の現況調査を9月21日午前9時00分でいかがですか。(異議なしの声) 土地の現況調査は9月21日午前9時00分で決定と致します。

3番の閉会中の令和3年8月27日から令和3年9月28日までの会長、会長職務代理、各委員の出張承認ですが、いかがですか。(異議なしの声) 異議なしということで、決定と致します。

議長 続きまして2番その他について事務局より何かありませんか。

事務局長 特にございません。

議長 その他で委員さん方から何かございませんか。

それでは、以上をもちまして第24期第15回七飯町農業委員会総会を閉会と致します。

この議事録は、総会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月10日

議事録署名委員

神 秀子

澤田 雄一